

市営住宅指定管理者（社団法人神奈川県土地建物保全協会）の 一般社団法人への移行について

1 一般社団法人移行認可申請について

横浜市営住宅指定管理者である社団法人神奈川県土地建物保全協会（会長 久保寺啓二）は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成23年9月27日付で、神奈川県知事に対して一般社団法人移行認可申請を行いました。県の認可を経て平成24年4月1日より、名称を「かながわ土地建物保全協会」とし、新法人に移行する予定です。

2 一般社団法人移行後の指定管理施設の管理運営について

社団法人神奈川県土地建物保全協会は一般社団法人への移行後も法人としての同一性が保持されます。

【理由】

①法人の目的及び事業内容が移行前と大きく変わらず、他の法人との合併も行われぬ。

②市営住宅の指定管理について、業務内容に変更がない。

したがって、再指定の手続きを行わずに、引き続き、同法人が指定管理者として市営住宅の管理運営を行います。

（参考）市営住宅指定管理者の状況

社団法人神奈川県土地建物保全協会は、以下のように4区において市営住宅の指定管理業務を行っています。（指定期間：平成21年度～平成25年度）

オリックス・ファシリティーズ株式会社	鶴見区、神奈川区
社団法人神奈川県土地建物保全協会	旭区、磯子区、金沢区、栄区
住友不動産建物サービス株式会社	緑区
大成サービス株式会社	西区、中区、南区、保土ケ谷区
株式会社東急コミュニティー	港北区、青葉区、都筑区
横浜市住宅供給公社	港南区、戸塚区、泉区、瀬谷区

（資料）裏面参照

- ・定款（新旧対照表より、目的及び事業について抜粋）

定款新旧対照表 抜粋

定款の変更案	現 行
<p>(目 的)</p> <p>第3条 この法人は、神奈川県内の公的賃貸住宅等(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第2条第1項各号に規定する住宅をいう。)及び民間住宅並びにその他の土地建物の管理、保全に協力し、広く神奈川県内の都市環境の整備改善に貢献するとともに、公的賃貸住宅等及び民間住宅に入居する高齢者等の福祉の増進並びに防災・防火思想の普及啓発に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 土地建物及び附帯施設の経営管理及びその受託</p> <p>(2) 土地建物の取得、売却に関する業務</p> <p>(3) 土地建物及び附帯施設の測量、設計監理及び調査並びにそれらの受託</p> <p>(4) 神奈川県内の公的賃貸住宅等及び民間住宅において、高齢者・障害者などの福祉世帯を対象とした、安全安心及び福祉の増進を目的とする業務</p> <p>(5) 神奈川県内の公的賃貸住宅等及び民間住宅における入居者を対象とした防災・防火思想の普及啓発に関する業務</p> <p>(6) 前2号に掲げる事業の成果・知見については、これを必要とする者に対し広く普及啓発する事業を展開していくこととする。</p> <p>(7) 埋蔵文化財発掘調査を支援するための業務受託</p> <p>(8) 第1号により管理する土地建物等に係る警備業務</p> <p>(9) 第1号により管理する土地建物等に係る労働者派遣業務</p> <p>(10) 前号の他必要と認める一切の事業</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この会は、神奈川県(以下「県」という。)、神奈川県住宅供給公社(以下「公社」という。)及び県内市町村の住宅並びに公社の融資を受けた住宅並びにその他の土地建物の管理、保全に協力し、広く神奈川県内の都市環境の整備改善に貢献することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第3条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 土地建物及び附帯施設の経営管理及びその受託</p> <p>(2) 土地建物の取得、売却及び公社、産業会社等の土地建物の取得に対する協力</p> <p>(3) 土地建物及び附帯施設の測量、設計監理及び調査並びにそれらの受託</p> <p>(4) 埋蔵文化財発掘調査を支援するための業務受託</p> <p>(5) 第1号により管理する土地建物等に係る警備業務</p> <p>(6) 第1号により管理する土地建物等に係る労働者派遣業務</p> <p>(7) 前号の他必要と認める一切の事業</p>